

## 「石川県と海外の連携協定締結に向けた関係構築事業」企画提案公募実施要領

石川県人材確保・定住推進機構(以下、「機構」という。)では、「石川県と海外の連携協定締結に向けた関係構築事業」について、下記のとおり企画提案公募を行います。本事業の受託を希望する場合は、提出期限までに応募書類を提出して下さい。

なお、本公募は、令和9年度6月補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に公募の手続を行うものです。受託事業者の決定、予算の執行は、令和9年度6月補正予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になる可能性があります。

### 1 事業の目的

深刻化する人手不足を背景に、石川県内(以下「県内」という。)企業における外国人材の雇用は進んでいるが、能力や技能を有する外国人材の安定的な確保に課題を感じている県内企業も多い。

このような状況を踏まえ、昨年5月、県では県自動車販売店協会、ハイフォン社(ベトナム)とともに、外国人材受け入れに係る3者連携協定を締結したところであり、今後、本協定の取組みを他業界団体等に横展開することで、県内企業における外国人材の受入支援を行うこととしている。

本事業は、本県との連携可能性を評価するため、昨年度実施した海外連携基礎調査の対象8か国のうち4か国(現時点ではインドネシア、モンゴル、ウズベキスタン、キルギスを想定)程度を対象国とし、本県及び県内企業の魅力発信や、県内企業との交流を通じて、本県と海外の大学や送出機関との関係構築を図ることで、安定的な人材確保に資する連携協定締結を目指すものである。

### 2 事業内容等

別紙「仕様書」のとおり

### 3 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 委託事業費の上限額

5,000千円(消費税及び地方消費税含む)

### 5 企画提案公募参加資格

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人及び法人以外の団体
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること
- (3) 次の事項にいずれにも該当しないこと
  - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
  - ② 本県から指名停止の措置を受けている者
  - ③ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
  - ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は更生手続きを行っている者
  - ⑤ 役員(役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)

が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及び第 6 号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる行動を行う者

- ⑥ 政治団体
- ⑦ 宗教団体

## 6 応募書類

- (1) 応募申込書 (様式 1)
- (2) 企画提案書 (様式 2)
  - ① 仕様書に記載の各項目について、実施体制、実施方法、実施にかかるスケジュール等を明示して記載すること。
  - ② 提案にあたっては、図や写真なども適宜活用しながら理解しやすい内容とすること。また、提案内容はできるだけ具体性を持たせた内容とすること。
  - ③ 国又は他自治体事業の受託実績があれば記載すること (外国人材に関する事業に限る)。
- (3) 経費積算書 (様式 3)

積算根拠も併せて記載すること。(単価×人数×時間×日数など)
- (4) その他、提案の内容を補足する書類 (任意様式、A4 用紙片面 5 枚以内)

提出は任意とする。提案内容を補足する資料があれば提出すること。
- (5) 応募資格等確認用書類
  - ① 定款又は寄付行為
  - ② 最新の決算 (営業) 報告書 (1 年分)
  - ③ 誓約書
  - ④ パンフレット等会社の概要がわかるもの
- (6) 留意事項
  - ① 企画提案は 1 者につき 1 件とする。
  - ② 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
  - ③ 書類の内容を提出後に変更することはできない。
  - ④ 提出された書類は返却しないものとする。
  - ⑤ 応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
  - ⑥ 再委託を必要とする場合は、企画提案書に理由及び範囲、予定金額を明記すること。
  - ⑦ 採択された企画提案書の著作権は機構に帰属するものとする。

## 7 応募の手続き及び選考方法

- (1) 問い合わせ先
  - ① 石川県人材確保・定住推進機構 (ILAC)

いしかわ外国人材活用ワンストップセンター 担当：近堂 (こんどう)  
〒920-0935 石川県金沢市石引 4-17-1  
石川県本多の森庁舎 1 階 UI ターンサポート石川内  
TEL：076-213-7730 メールアドレス：global@jobcafe-ishikawa.jp
  - ② 石川県商工労働部労働企画課 多様な人材活用推進グループ 担当：新谷 (しんたに)

〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1  
TEL：076-225-1672 メールアドレス：naho@pref.ishikawa.lg.jp

## (2) 応募の手続き

### ① 応募に関する質問

ア 受付期間 令和8年6月8日(月)から6月12日(金)12:00まで

イ 質問様式

様式は自由であるが、以下の項目を明記すること。

- ・件名は「石川県と海外の連携協定締結に向けた関係構築事業の件」とすること。
- ・法人等の名称、部署名、担当者氏名、電話番号及びメールアドレス

ウ 送付方法

電子メールにより global@jobcafe-ishikawa.jp まで送付すること。

※口頭による質問は一切受け付けないものとする。

エ 回答方法

質問ごとに随時、質問者に対し、回答する。

なお、企画提案書の審査に係る質問には回答できない。

### ② 応募書類の受付

ア 提出方法

電子メールにより global@jobcafe-ishikawa.jp まで送付すること。

件名は「石川県と海外の連携協定締結に向けた関係構築事業応募書類」とすること。

イ 提出期限

令和8年6月19日(金)17:00まで

### ③ その他

「海外連携基礎調査」の結果について閲覧を希望する者は、7(2)①アに定める応募に関する質問の受付期間中に機構まで申し出ること。

## (3) 選考について

### ① 選考方法

ア 審査会において下記②の審査基準に基づいて審査を行い、予算の範囲内において優れた提案をした1社を受託候補者として選定するものとする。応募者が1社の場合も、審査会を実施し、適当と認められる場合は受託候補者として選定する。

イ 審査にあたっては、書類審査を実施する。

### ② 審査基準

ア 事業実施能力（実施体制、国または他自治体事業の受託実績）

イ 事業実施内容（提案内容、実施方法、スケジュール）の実現可能性、実施効果

ウ 経費積算（経費積算書）

### ③ 審査結果の通知

審査対象となった提案の応募者全員に審査結果を書面で通知する。

## 8 受託候補者選定後の手続き

### (1) 契約手続き

① 機構は書類審査で選定した受託候補者から見積書を徴収し、機構が設定する予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。

② 業務委託仕様は受託候補者が提出した企画提案書等を基に確定する。

なお、事業の実施にあたり、機構と受託候補者との協議により、提案内容を一部変更したうえで業務委託仕様書を作成することがある。

(2) 委託事業終了後の手続き

委託事業実施期間終了後、速やかに委託業務完了報告書を機構へ提出すること。